

鳥取県男女共同参画推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3 月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第12号

鳥取県男女共同参画推進条例の一部を改正する条例

鳥取県男女共同参画推進条例（平成12年鳥取県条例第83号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 (施行期日) 1 略 (検討) 2 知事は、 <u>平成28年度末</u> を目途として、この条例の 規定及びその実施状況について検討を加え、その結 果に基づいて必要な見直しを行うものとする。	附 則 (施行期日) 1 略 (検討) 2 知事は、 <u>平成23年度末</u> を目途として、この条例の 規定及びその実施状況について検討を加え、その結 果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。